

事務事業現況調査票

専門部会名	1 総務財務部会	分科会名	7 税務分科会	大項目	1 税一般	中項目	2 納税組合																				
町村名	伊野町		吾北村	本川村		留意事項	調整方針																				
【事務事業の内容等】	<p>町税等の容易かつ確実な納付を図るために、組合員の納税を取りまとめて、納付する納税貯蓄組合に対し助成をする。</p> <p>助成金の対象税目 町県民税(普通徴収) 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料(普通徴収)</p> <p>助成金の種類及び金額 設立助成金 組合を新しく設立した場合納税者1人につき200円 加入助成金 納税者が新しく組合に加入した場合、加入者1人につき200円、ただし脱退後再加入した場合は交付しない。 事務助成金 毎年3月末日を終期とする1年間における法第10条第1項に規定する事務に必要な費用の合計額(納付件数の100分の90以上が納期内納付された組合に限るものとし町税等各納期における納期内納付件数に1件200円を乗じて得た額を限度)とする。 (平成13年4月1日現在)</p> <p>【追加資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の助成団体は、八代、弘瀬の2団体 ・助成金 200×1,280=256,000円だが、実際の申請額は、年間約50,000円である。 ・助成金の内容 八代 年2回程度の啓発のための会議用お茶代 弘瀬 納付書を実際に個々に配達しているので、その方々の交通費、給料及びお茶代 ・報奨金の額 H11 10,837,600円(一般会計) 8,362,914円(国保会計) H12 49,508円 ・助成率 (%) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">税目</th> <th style="text-align: center;">平成11</th> <th style="text-align: center;">平成12</th> <th style="text-align: center;">平成13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民税(個人)</td> <td style="text-align: center;">98.69</td> <td style="text-align: center;">98.90</td> <td style="text-align: center;">96.18</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: center;">97.77</td> <td style="text-align: center;">98.12</td> <td style="text-align: center;">98.14</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td style="text-align: center;">98.23</td> <td style="text-align: center;">98.10</td> <td style="text-align: center;">97.67</td> </tr> <tr> <td>国保税</td> <td style="text-align: center;">95.72</td> <td style="text-align: center;">95.87</td> <td style="text-align: center;">94.48</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">12年度より助成制度改正</p>		税目	平成11	平成12	平成13	民税(個人)	98.69	98.90	96.18	固定資産税	97.77	98.12	98.14	軽自動車税	98.23	98.10	97.67	国保税	95.72	95.87	94.48	<p>納税貯蓄組合助成規程を定めている。</p> <p>組合の設立要件は15人以上の村税納税義務者世帯で構成し、15人に満たない行政部落の場合は80%以上の世帯加入が必要。</p> <p>1. 設立助成金 組合1世帯につき100円 2. 平成14年度より事務的経費として一期について100円</p> <p>(平成14年4月1日現在)</p>	<p>平成15年4月1日 助成制度廃止</p>	<p>【問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> *伊野町：組織として残っている。活動している組織と、していない組織がある。現金の処理の問題。 *助成について：納税組合は廃止の方向(県も指導あり)、直ぐには解散できない。 *助成をどのようにするのか、また金額をどうするのか？ *3町村の組合の一覧表を作成する必要あり。 <p style="text-align: center;">助成に対する規程を町村内で検討し、統一する。</p> <p>【納税貯蓄組合法】 (補助金の交付)</p> <p>第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。【令】第4条</p> <p>2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。</p> <p>3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。</p>		<p>「伊野町納税貯蓄組合助成金等に関する規則」に準じて、合併時に統合する。</p> <p>納付書は直接個別送付</p>
税目	平成11	平成12	平成13																								
民税(個人)	98.69	98.90	96.18																								
固定資産税	97.77	98.12	98.14																								
軽自動車税	98.23	98.10	97.67																								
国保税	95.72	95.87	94.48																								